

令和6年度茨城地方最低賃金審議会  
第七回本審議会議事録

令和6年10月31日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年10月31日（木）午前10時から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
清山 玲  
野村 貴広  
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則  
黒澤 一仁  
小坂 祐之  
星野 由記

使用者代表委員 遠藤 隆光  
澤畑 英史  
舟木 健生  
水出 浩司  
柳瀬 香織

茨城労働局 局長 澤口 浩司  
労働基準部長 江口 勇次  
賃金室長 川野 義光  
室長補佐 鈴木 洋昭  
賃金係 佐藤 瑞己

#### 議事次第

- (1) 特定最低賃金の改正決定等について
- (2) その他

補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から令和6年度第七回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、公益代表委員の菅野委員、労働者代表委員の宮下委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員総数の3分の2以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会長

本日まで短期間の間に、大変な審議をいただいたと思います。とりわけ専門部会の皆様方には心から感謝申し上げます。お疲れさまでした。電気以外は全会一致で結審されたようです。短い期間で何とか結審にもっていただきましてありがとうございます。それでは、最初の議題ですが、配付資料につきまして、事務局にご説明いただきます。

賃金係

それでは、私の方から配付資料の説明をさせていただきます。お手元の資料の資料No.1からご覧ください。こちらの資料は、本年度の特定最低賃金改正審議結果となっております。ご覧の表のとおり、鉄鋼業は昨年度からプラス52円の1,098円、機械器具製造業等については昨年度からプラス50円の1,055円で結審となっております。続いて次のページの資料No.2については、まず、337ページに鉄鋼業の答申文の写し、339ページに機械器具製造業等の答申文の写し、341ページに電気・精密機械器具等製造業の専門部会報告書を添付しております。また、資料とは別に、皆様のお手元に、令和6年度特定最低賃金改正状況として、3業種分の全国の改正状況を取りまとめた一覧表を3枚配付しておりますので参考にご覧ください。なお、こちらは

昨日午後6時確認時点で作成した内容となっております。  
説明は以上となります。

会 長            ありがとうございます。ただ今のご説明、あるいは資料につきまして、何かご意見、ご質問等がございますか。

全委員            (意見・質問等なし)

会 長            それでは、各特定最低賃金専門部会の答申状況について説明がありました。3業種の専門部会のうち、鉄鋼業及び機械について全会一致で結審しましたが、電気については全会一致とはなりません。当審議会では、専門部会で全会一致の場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、そのまま本審の議決とする扱いにしておりますので、鉄鋼業と機械につきましては、専門部会の場で局長に対し答申しています。このため、本日は、各部会の部会長から審議経過の報告等を受けます。よろしくお願います。なお、電気については、全会一致ではありませんので、この場で採決を行うこととなります。専門部会の報告は、鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業の順で部会長から報告することにいたします。まず、全会一致となった鉄鋼業の部会報告を私の方から説明をさせていただきます。

鉄鋼業の専門部会は、第1回が10月3日、第2回が10月27日、第3回が10月28日の3回で審議を進めてまいりました。まず、労働者側のご意見としましては、8割以上の未組織労働者の労働条件の引上げ、物価上昇を背景にして賃金の引上げが必要である。そしてまた、魅力ある産業として労働力不足時代に人への投資ということが必要ではないかということをおっしゃいました。その上で、事実関係として基幹労連の企業の中で、春闘の1か月の引上げ回答額

が、1,000人以上の大企業で1か月20,600円、300から999人規模で18,667円、これに対して299人以下で13,345円であった。これは、確かに規模によって引上げ額が小さいのですけれども、昨年は1か月の引上げ額が5,160円でしたので、それに比べると大幅に上がっているという現実を踏まえて、引き上げるべきであるというご発言でした。使用者側からは、業況として中国の景気停滞が続いているということから、鋼材価格が下がっている。特に、中国鋼材がダンピングとも言えるような現象が生じていて、非常に競争が厳しいのであるということであるとか、中小企業の中には、仕事が減って困っているというところがあるということ強く訴えられまして、引き上げるか引き上げないかというところで、本当は引き上げたくないということをおっしゃいました。その結果として、10月3日の提示額はかなり違いました。労働者側1,130円、使用者側1,056円で、その差は74円というところから始まりました。でもその日は、まず提示をしていただくかどうかというところからお話し合いをして、第1次提示はもちろんしますということでした。いただいたわけですから、大きく開きがあり、ここでは公労公使で協議をするというところに留まりました。2日目の10月17日には、3回提示をお願いすることができました。第2次提示額は、使用者側1,058円に対して、労働者側1,122円で、その差は64円でした。その後1,118円対1,062円で、最終的にその日は第4次の提示額が、使用者側1,066円に対して、労働者側1,118円でその差52円という開きでした。これは、過去を遡って少し思い出してみたのですけれども、2日目の終了時点で52円の開きというのは非常に厳しい状態です。3日の審議では結審できないかもしれないということをこの時点で、あまり開いている状態で特定最低賃金を答申するという事は少し難しいと、公益から労使にお伝えしました。結果として、ある程度努力

した上で仕方がないということはあるけれどもという時に、通常にない努力を求められる可能性があるということ、ちょっとそここのところは、労使ともに情報を共有したところで、本当に厳しいなと思いながら調査審議していました。ただ、その時点で、使用者側の方からも、3回目で結審したいと考えているとの言葉をいただきました。3回で結審できるように労使ともにしっかりと考えてくると言っただけでした。3回目の提示額は、第5次は労働者側からで1,117円、使用者側1,076円でまだ41円の開きがあったのですけれども、次の提示でずいぶん歩み寄っていただきまして、使用者側1,092円、労働者側1,106円というところまで来ました。ここで14円の開きになりまして、第7次、最後の提示をいただくことができ、使用者側からは50円引上げで1,096円という提示額をいただくことができました。労働者側からは、53円の引上げで1,099円という提示額でした。それぞれの回に公労公使で協議をしていたわけですけれども、ここで、労使ともに公益見解を出してくださいということでしたので、公益委員3人で協議いたしまして、非常に難しいと思ったのですけれども、52円引上げの1,098円という見解を出しまして、全会一致になることができました。本当に難しい状況でしたけれども、そういう審議経過であったことをご報告いたします。何か、ご意見・ご質問等はございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会長 ありがとうございます。それでは続きまして、機械専門部会について井出部会長にご説明をお願いします。

井出委員 では、公益委員の井出からご報告申し上げます。機械専門部会におきましては、10月8日、10月23日、10月28日の

3回にわたり専門部会が開かれまして、全部で第7次にわたる労使双方の金額提示を行っていただきました。第1次提示では、労働者側前年比プラス84円の時間額1,089円、使用者側前年比プラス10円の時間額1,015円でスタートしました。前年は、労働者側から100円を上回る提示があったため、現実的な数字を第1次提示から示して欲しいとの、使用者側からの要請を受けまして労働者側にはこのような提示を行っていただきました。74円の開きがありましたが、最終的には第7次提示を行いまして、労働者側前年比プラス52円の時間額1,057円、使用者側前年比プラス48円の時間額1,053円となり、4円差にまで縮めることができました。今年も、労使の金額提示が一致するようギリギリの調整を行いましたが、最終的には残念ながら労使の提示レベルでの合意には至りませんでした。そこで、やむを得ず双方の意見をお聞きした上で、公益見解を示すこととしました。

公益見解の結論といたしましては、前年比プラス50円の時間額1,055円という内容でした。結論に至る過程で検討したものとしまして、まず金額を抑えるべき要素としては、原材料や資材など物価の高騰が続いており、国内企業物価指数は依然として高い水準を維持したままであること。先行きの景気動向についても、悪化を見込んでいる業種が多くなっており、とくに、機械器具製造業のうち、国内のインフラ、例えば鉄道等に関連する企業においては、国内需要の先細りが著しいということ。本年度上半期の茨城県内における倒産件数は、すでに相当高い水準にあった前年にも増して、さらに著しく増加していること。原材料費やエネルギーコストの価格転嫁はある程度進みつつある状況にあるものの、他方労務費の価格転嫁が思うように進んでおらず、とくに大企業に比べて中小企業にとって価格転嫁が厳しい状況にありまして、二極分化が進んでいるこ

と。本年10月からは、社会保険の適用範囲も拡大されるなど、より企業の財政を圧迫する可能性が出てくること。最低賃金を上げなければならないという、世間の趨勢については理解するが、企業財政を圧迫する要因もありまして、先行きの不透明感を増す中で、とくに中小企業をめぐる厳しい経済状況に鑑みれば、慎重に対応せざるを得ないということなどが使用者側から挙げられました。これらを踏まえますと、大幅な特定最低賃金の上昇が必ずしも妥当とは言えない状況にあるとする使用者側の理由にも相応のものがありました。しかしながら、他方で、金額をアップすべき要素としては、茨城県内においては特定最低賃金について、3業種とも労働協約ケースを採っておりまして、茨城県内における機械製造業における労働協約の最低ラインである、1,106円を目指すべきであること。特定最低賃金は基幹的労働者を対象としており、機械製造業においてはまさにそのような基幹的労働者における妥当な最低賃金の水準が議論されなければならないところ、茨城県内においては単純労働者においても近年1,200円前後の水準での賃金相場となっているということ。茨城県の経済指標は、他県との比較において高い水準にある。一般機械製造業においては、茨城県内の近年の生産額・付加価値額は、いずれも47都道府県中4位といった高水準である。1人あたりの県民所得も過去最高の全国3位という高水準にある。令和3年度のデータになるようですが。しかるに、機械製造業における特定最低賃金は他県と比較して、全国11位にとどまっていると。これを埋めたいということが示されました。本県における今年度の地域別最低賃金は、前年比プラス52円、目安プラス2円と高水準になっており、機械製造業の昨今の状況を踏まえると、これと合わせて高い水準での引上げが期待されること。Bランク内でも他県の賃上げ状況は、おおむね目安と同程度の高水準になっており、ランク

内格差を是正し、近県との格差を適正にする必要があること。実質賃金につきましても、本年6、7月は対前年比で一時プラスに転じるなどしたが、再び8月はマイナスに戻るなど、依然として消費者物価の急速な上昇に賃金の上昇が追いついていない状況下にあること等が挙げられまして、労使双方の意見交換を十分に行い、これら諸事情を総合勘案して慎重に検討した結果、先ほどの結論に至りました。この公益見解について労使双方にお諮りしたところ、機械専門部会における労使相互間の協調を今後とも図っていく必要があるとの見地から、労使双方に歩み寄っていただきまして、全会一致でご賛同いただくことができました。機械専門部会の結論としては、引上げ額50円、時間額1,055円となりました。なお、今年の部会内の議論においては、例年と異なり、労使間協議などを積極的に行っていただくよう働きかけまして、そのように行っていただきました。労使双方が円滑に歩み寄りを図っていただいた結果、全会一致での結論を得ることができました。労使双方におかれましては、今後も労使のイニシアチブを十分に発揮して活発に相互の意見交換を行っていただいて、この流れを来年へつなげていただけることを切に期待するものであります。以上です。

会 長                    ありがとうございます。機械器具等製造業の審議経過について、何かご質問等ございますか。

全委員                    (質問等なし)

会 長                    それでは、私が失念しまして、井出先生のように公益見解の理由を説明しなかったので、少しだけ説明させていただきます。まず、鉄鋼業の場合、中小企業で賃金の引上げ額が大きかったこと、かなりきちんと引き上げていること。そ

して、鉄鋼業の労働力不足の状況下で人を確保するという時に、熟練の労働者、質の高い労働者が必要であるということはよく言われるわけですがけれども、他県で地域別最低賃金が茨城県よりも低い地域で、鉄鋼業の最低賃金との開きがもうちょっと大きいということがございました。ですので、茨城県は、地賃との距離が短いということ踏まえて、もう少し上げてもいいのではないかと。そういう点にも配慮したということがあります。あと、他の業界と違うところなのですけれども、鉄鋼業は、先ほど言ったように熟練のところが多いということもありますけれども、中小といえどもこの最賃引上げの影響度が52円引き上げて対象になる方たちは152人というふうに出ています。他業界に比べたら桁が違うという状況だということも踏まえまして、52円引上げということで全会一致をいただいたということになっています。すみません、それだけ補足させていただきます。

それでは、電気・精密機械器具等製造業専門部会について、野村部会長からご説明いただきます。

野村委員

部会長の野村より、電気・精密機械器具等製造業専門部会の審議経過につきましてご報告申し上げます。

電気専門部会につきましては、10月4日、同月21日、同月29日の3回にわたって調査審議が行われました。初回の10月4日に第1次の金額提示をいただきまして、労働者側はプラス74円の1,076円、使用者側は現行額据置き1,002円の74円差というところからスタートいたしました。2日目の10月21日は、協議を重ねながら、第2次から第4次まで3回の金額提示をいただきました。第2次提示は、労働者側プラス73円の1,075円、使用者側プラス10円の1,012円。第3次提示は、労働者側プラス64円の1,066円、使用者側プラス15円の1,017円。第4次提示は、労働者側プラ

ス63円の1,065円、使用者側プラス20円の1,022円。このような経過でありました。2回目終了時点で、43円差という大変厳しい状況で3回目を迎えることとなりました。3回目の10月29日、更に協議を行いまして、第5次から第7次まで3回の金額提示をいただきました。ここで、労使ともに大きく歩み寄っていただきました。第5次提示は、労働者側プラス62円の1,064円、使用者側プラス30円の1,032円。第6次提示は、労働者側プラス57円の1,059円、使用者側プラス46円の1,048円。第7次提示は、労働者側プラス53円の1,055円、使用者側プラス47円の1,049円で、差額は6円というところまで縮まりました。その後も協議を尽くしましたが、労使ともこれ以上の歩み寄りには難しいとのことでしたので、公益見解を示させていただくこととなりました。公益見解を示すにあたりましては、協議の過程で労使双方からいただきましたご意見を十分考慮させていただきました。労働者側からは、労働条件の向上、公正競争の確保、労使交渉の補完・代替機能の3点を基本的な考え方としながら、今次の春闘では33年ぶりに5%を超える高い賃上げ水準となったこと、県内の求人状況、今後労働力人口が減少していく中での人材確保等の観点からご意見をいただきました。使用者側からは、原材料や資材等の物価の高騰、労務費が年々上昇している分についての価格転嫁が進んでいない実情、金利の引上げ予想や、10月からの社会保険適用範囲の拡大など企業財政を圧迫する要因があり、先行き不透明感が増している等のご意見をいただきました。これに加え、地域別最低賃金が年々大幅に上昇しており、新しい総理や各政党からは、2020年代には1,500円という話も出ている。このような状況下では、特定最低賃金の引上げには慎重に対応せざるを得ないとお話もいただきました。公益委員としましては、これら労使双方からいただきましたご意見を踏まえつつ、近時の様々な経済指

標や、他県・他産業の最低賃金とのバランスといった諸要素を勘案しまして公益見解を示させていただきました。公益見解は、前年比プラス50円の1,052円とさせていただきました。この公益見解に対しまして、労働者側は賛成3名、使用者側は反対3名、公益は賛成2名ということで、賛成5名、反対3名で、引上げ額50円、時間額1,052円が電気専門部会の結論となりました。誠に残念ではございますが、全会一致とはなりませんので、本日の本審におきまして最終的な結論をお決めいただくこととなります。よろしくお願い申し上げます。

地域別最低賃金が年々大きく上昇している中で産業別の特定最低賃金を決めるということの難しさを痛感しております。長時間にわたり真摯に調査審議をしていただいた委員の皆様には、改めまして心より感謝を申し上げます。電気専門部会からのご報告は、以上です。何か、補足やご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

全委員 (意見等なし)

会長 はい、ありがとうございました。それでは、電気について専門部会で全会一致とはなりませんでした。そのため、本審において決定することになっております。これから、皆様にお諮りします。電気専門部会の報告について、最低賃金審議会令第5条第3項により採決により決定いたします。採決の前に、労使それぞれ協議が必要ですか。

大森委員 大丈夫です。

澤畑委員 大丈夫です。

会 長           では、採決をいたします。まず、電気専門部会の結論を  
当審議会の結論として、答申することに賛成の委員は挙手  
をお願いいたします。

委 員           (挙手)

会 長           賛成の委員は、公益3人、労働者側4人の計7人。  
次に、反対の委員の方は挙手をお願いします。

委 員           (挙手)

会 長           反対の委員は、使用者側5人、計5人。  
確認いたします。賛成が7人、反対が5人となりました。  
賛成多数により、電気専門部会と同じ結論に決まりました。  
以上の結果により、引上げ額50円、時間額1,052円  
となります。ただ今の採決の結果、結審いたしましたので、  
私から茨城労働局長に対して答申いたします。事務局  
は、答申文(案)の準備をお願いします。準備にはどのくら  
いの時間が必要ですか。

室 長           10分程度の時間をお願いします。

会 長           では、一時、休会とします。準備でき次第再開します。

(休会。別室にて、答申文(案)作成)

会 長           それでは、再開いたします。電気の最低賃金について  
は、先ほどの採決により、50円引上げ、1,052円に決まり  
ました。茨城県電気・精密機械器具等製造業最低賃金改正  
決定の答申文(案)の配付と朗読を事務局をお願いいたしま  
す。

賃金係

(答申文の朗読)

会 長

ありがとうございました。それでは、この答申文(案)でよろしいでしょうか。

委 員

(異議なし)

会 長

では、答申文(案)の(案)を削除してください。これから答申いたします。

(会長から局長に答申文を手交)

会 長

ここで、局長からご挨拶がございます。

局 長

ただ今、清山会長から電気・精密機械器具等製造業の答申をいただきました。すでに、鉄鋼業と機械器具製造業等につきましても、各専門部会の方で答申をいただいておりますので、今年度改正諮問させていただきました3業種すべてについて改正金額等の答申をいただくことができました。特定最低賃金の審議にあたりましては、10月3日からスタートいたしまして約1か月間、大変シビアな状況の中でご苦勞をおかけいたしました。皆様には、大変真摯なご議論をいただいたことに心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。今後は、我々事務局として、官報公示などの所定の手続きした上で、関係する労使の皆様などへの周知を進めるとともに、改正された最低賃金が確実に遵守されるよう、履行確保に努めてまいりたいと考えております。改めまして、地域別最賃の議論、そしてこの特定最賃の議論ということで、数か月にわたりまして皆様には大変ご苦勞をおかけいたしました。我々としてもこの茨城の地域にとって少しでもいい方向になるようにと思っ

ておりますので、この間の真摯なご議論、ご尽力に感謝申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

会 長

それでは、各専門部会の廃止につきましては、最低賃金専門部会規程第9条により、異議申出期間満了日に廃止となります。各専門部会の委員の皆様には、約1か月の間に3回の専門部会開催という厳しいスケジュールであったかと思えます。改めて、ありがとうございました。お疲れさまでした。

次に、異議申出があった場合の本審の日程について、事務局にご説明いただきます。

室 長

それでは説明させていただきます。配付資料No.1、336ページをご覧ください。特定最低賃金の3業種の改正審議結果となっております。専門部会において全会一致で答申をいただきました鉄鋼業、機械器具製造業等につきましては、すでに異議の申し出に関する公示を済ませております。異議申出の締切日は、2業種とも11月12日火曜日となっております。電気・精密機械器具等製造業につきましては、本日、ただ今答申をいただきましたので、この後直ちに異議の申し出に関する公示を行います。異議申出の締切りは11月15日金曜日となります。なお、資料No.1、336ページの電気・精密機械器具等製造業の欄の空白について、記載をお願いします。まず、6条5項の適用はなし、結審額、結審日の欄については、1,052円、プラス50円、令和6年10月31日、公示予定日は、本日、令和6年10月31日、異議申出締切日は、ただ今ご説明いたしました。令和6年11月15日、官報公示予定日は、令和6年11月29日、効力発生日は、令和6年12月31日、指定発効と記載をお願いいたします。

まず、異議申出があった場合について説明いたします。すでにメールや、8月5日に開催いたしました第三回本審で参考資料として添付いたしました。異議審議の第八回審議会は、11月18日月曜日午前10時から、この会場にて開催を予定させていただきます。開催通知につきましては後日メールで送付いたします。なお、異議審議を終えてから、官報公示等の事務手続きを行います。

次に、異議申出がなかった場合には、異議審の第八回審議会は中止とさせていただきますが、先ほど説明しましたように電気・精密機械器具等製造業の異議申出の締切りが、11月15日金曜日の夜0時までとなりますので、中止の連絡につきましては、土日を挟んで週明けの11月18日月曜日、異議審の第八回当日の朝になります。メール、電話などで皆様に朝8時前後にご連絡させていただきたいと思っております。メールにつきましては、確認のため必ず返信メールをお願いいたします。また、出欠報告書の連絡先電話番号は必ず連絡がつく電話番号の記載をお願いします。朝8時前にメールを送付いたしますが、皆さん会社の方に出勤していないという方もいらっしゃると思っておりますので、メールですぐ返信がない方につきましては、携帯電話の方に連絡させていただきたいと思っております。また、異議申出の締切日の翌日、鉄鋼業と機械器具製造業等は13日、電気・精密機械器具等製造業については18日に本省へ報告を行い、本省内の決裁等の手続きの後、12月31日を指定発効として官報公示を行います。以上です。

会 長

ありがとうございました。それでは、確認いたします。異議申出審議のための第八回本審については、11月18日月曜日午前10時からこの会議室で行います。第八回本審は、公開となります。また、異議申出がなかった場合には、朝8時頃にメールまたは電話で中止の連絡があります。この

旨よろしくお願いたします。それ以外に、事務局から何かありますか。

室 長

それでは、私の方から3点ほどご連絡させていただきます。まず、1点目は、今後の広報活動についてです。答申を受けた3業種につきましては、この後プレス発表をさせていただきます。産業別の特定最低賃金につきましては、県最低賃金と併せた茨城局独自のポスター、リーフレットを作成し、周知広報を実施する予定です。加えて、今年度の県の最低賃金の大幅な引上げに伴いまして、賃金引上げを行う必要のある中小企業等に対し、引き続き、労働局内各課室と連携して業務改善助成金やキャリアアップ助成金等の利用勧奨を行ってまいります。また、11月2日土曜日に茨城新聞に広告を掲載する予定になっております。なお、委員の皆様におかれましても、ポスター、リーフレットの掲示などの周知について、ご協力をよろしくお願いたします。2点目は、本年度の今後の審議会についてです。先ほど、特定最低賃金の異議審議の第八回審議会につきましては、11月18日月曜日午前10時からとご説明させていただきました。その後になります。例年、年度末3月中旬頃に、翌年度の特定最低賃金にかかる意向表明を主としての審議会を開催させていただいております。本年度につきましても、意向確認の上、開催を予定いたしたいと思っておりますので、11月末か12月頃に日程調整させていただきたいと考えております。3点目は、事業場視察についてです。本年度、5月に事業場視察を実施しましたが、まず、来年度に向けて実施するかどうか。また、実施する場合は、本年度と同様5月頃に実施するのか。それに先立ちまして、受け入れていただける事業場を探す必要があります。委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

会 長            ありがとうございます。それでは、事業場視察について確認したいと思います。昨年も今年もそれぞれ事業場様に受け入れていただいてとても勉強になったと思いますし、それぞれの業界について知見を深めることができたと思いますので、出来るだけ事業場視察を行うという方向で考えていますが、いかがでしょうか。

委 員            (異議なし)

会 長            ありがとうございます。いろいろとご協力いただくことがあると思いますけれども、どうぞよろしく願います。それでは、他にご意見やご質問等ございますか。

全委員            (意見・質問等なし)

会 長            ないようでしたら、本日の審議会は閉会といたします。地域別最低賃金に続きまして、特定最低賃金の審議、大変だったと思いますけれども、皆様、本当にお疲れさまでした。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。